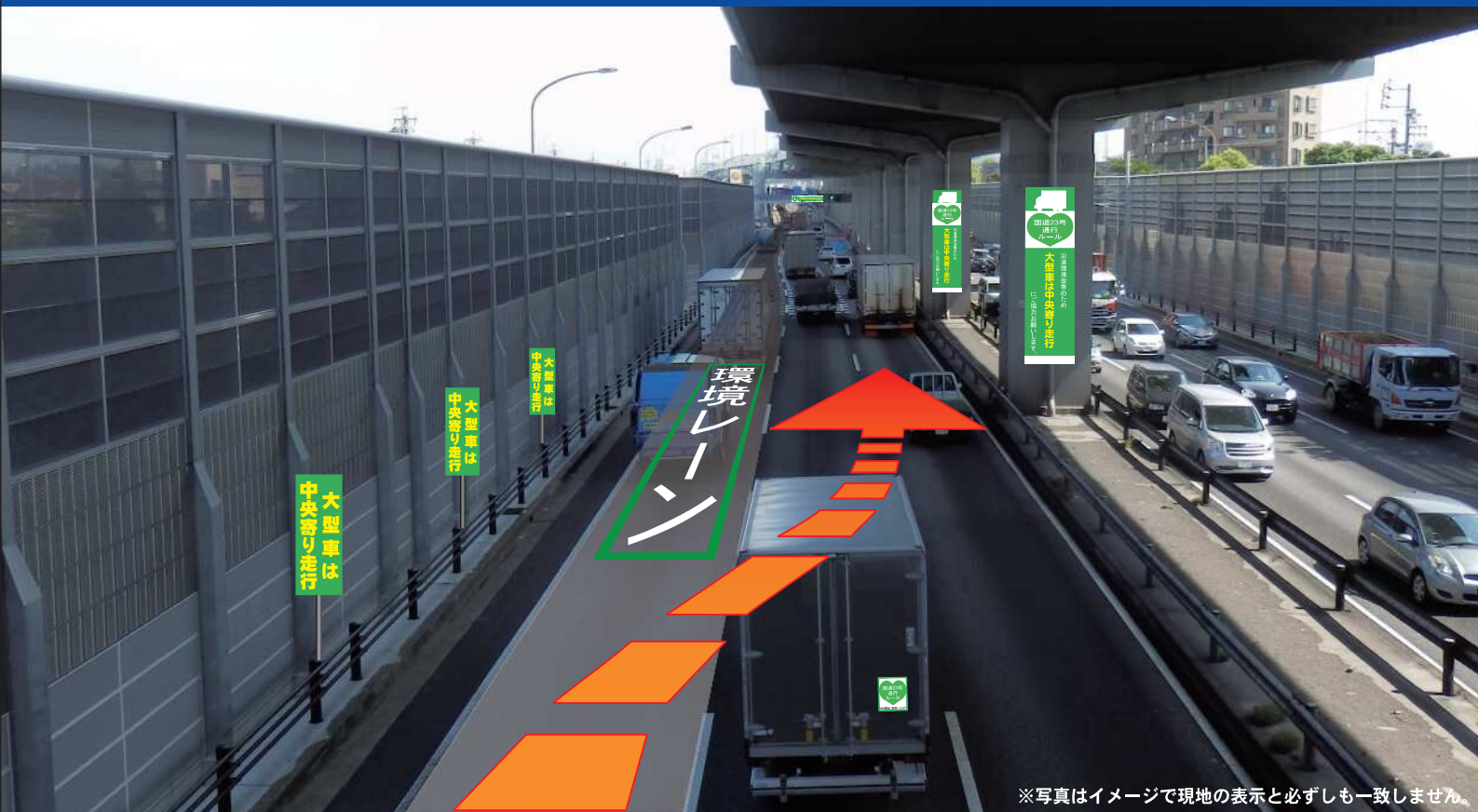


国道23号
通行
ルール

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

国道23号通行ルールは、名古屋南部大気汚染公害訴訟の和解条項の一つである車線削減の代替策として、道路交通法による規制に加えて実施している取組です。



※写真はイメージで現地の表示と必ずしも一致しません。

沿道環境改善のため

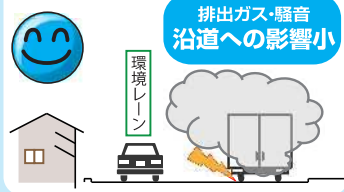
大型車は中央寄り走行

にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、沿道環境に配慮する車線【環境レーン】です。

環境に配慮した走行を!

大型車の中央寄り走行により
沿道の騒音・大気汚染が
低減されます。



国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・名古屋港管理組合・愛知県トラック協会

お問い合わせ

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 TEL 052-953-8171 名古屋国道事務所 TEL 052-853-7323